

愛知県地域日本語教育推進補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、愛知県地域日本語教育推進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、教育支援体制整備費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）交付要綱（令和6年4月1日文部科学大臣決定。以下「国交付要綱」という。）第2条に基づき、外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置き、日本語能力が十分でない外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地方公共団体等が関係機関等と有機的に連携しつつ行う日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を行う事業に対して、当該事業を実施するために必要とする経費の一部を補助することにより、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象となる者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、政令指定都市を除く愛知県内の市町村及び市町村国際交流協会等（以下「市町村等」という。）とする。

(交付の対象となる事業及び補助金の額)

第4条 愛知県知事（以下「知事」という。）は、国交付要綱第5条に規定する市町村等が行う事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請の手続)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式1）を別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、第1項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、国交付要綱第7条に規定

する決定通知受領後、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式2）を補助事業者に送付するものとする。

- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

- 第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に交付申請の取下書（様式3）を知事に提出しなければならない。

（経費の効率的使用等）

- 第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう、経費の効率的使用に努めなければならない。

（計画変更の承認等）

- 第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式4-1）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20%以内の変更は、この限りではない。
(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。なお、交付決定の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金変更交付決定通知書（様式4-2）を知事に送付するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止・廃止承認申請書（様式5）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消等）

- 第11条 知事は、前条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合は、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、県規則、国交付要綱、本要綱、補助金の交付決定の内容又は法令、告示若しくは本要綱に基づく知事の定め、処分若しくは指示に違反した場合
(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
(4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合
(5) 上記(4)であることを隠蔽するため、虚偽の申請をした場合
(6) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必

要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(事業遅延の届出)

- 第 12 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事業遅延届(様式 6)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、知事が定める日までに実績報告書(様式 7)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、知事の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 補助事業者は、消費税法上の課税事業者である場合は、第 1 項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 14 条 知事は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第 9 条に基づく承認をした場合は、その承認の内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式 8)により補助事業者に通知するものとする。なお、収入額が支出額を上回り余剰が生じた場合は、補助額を減額して額を確定する。
- 2 知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付等)

- 第 15 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をもって交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告及び調査)

- 第 16 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、知事の要求があったときは、速やかに補助事業状況報告書(様式 9)を知事に提出しなければならない。

い。

2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式 10）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、必要に応じて当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(補助金調書)

第 19 条 補助事業者のうち、地方公共団体においては、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式 11）を作成しておかなければならない。

(その他)

第 20 条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

補助対象経費	補助金の額
人件費、諸謝金、旅費・交通費、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費	補助対象経費の 2 分の 1 を上限とする。ただし、特に必要と認められる場合には、補助金の額を調整することができる。この場合は、補助対象経費の 3 分の 2 を上限とする。

※補助金の額はその内容を審査の上、知事が決定する。